

佐賀県告示第96号

佐賀県財務規則の規定に基づく帳簿その他の様式（平成21年佐賀県告示第170号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行の日の前日において、佐賀県財務規則の一部を改正する規則（令和6年佐賀県規則第31号）による改正前の佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第50条による委託を受けている者の公金事務について、この告示の施行の日から令和8年3月31日までの間は、この告示による改正前の佐賀県財務規則の規定に基づく帳簿その他の様式に規定する様式を使用することができる。

令和6年3月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
<p>様式第33号</p> <p>佐賀県歳入委託証明書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">私 人 名</p> <p style="text-align: center;">委託事務</p> <p>略</p> </div> <p>備考 略</p>		<p>様式第33号</p> <p>佐賀県歳入委託証明書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p style="text-align: center;"><u>住所又は事務所の所在地</u></p> <p style="text-align: center;"><u>指定公金事務取扱者名</u></p> <p style="text-align: center;">委託事務</p> <p>略</p> </div> <p>備考 略</p>	
(表 面)		(表 面)	
(裏 面)		(裏 面)	